（経過措置）

第二条　在カンボジア、在シンガポール、在タイ、在大韓民国、在中華人民共和国、在フィリピン、在ブルネイ、在ベトナム、在ミャンマー、在ニュージーランド、在マーシャル、在ミクロネシア、在アルゼンチン、在ウルグアイ、在キューバ、在チリ、在アイスランド、在アゼルバイジャン、在英国、在エストニア、在オーストリア、在キルギス、在スイス、在スペイン、在スロバキア、在スロベニア、在セルビア、在ドイツ、在ハンガリー、在フィンランド、在フランス、在ポーランド、在リトアニア、在ルクセンブルク、在ロシア、在クウェート、在トルコ、在バーレーン、在ヨルダン、在レバノン、在アルジェリア及び在チュニジアの各日本国大使館、在チェンマイ、在済州、在釜山、在広州、在上海、在瀋陽、在香港、在コタキナバル、在ペナン、在オークランド、在ニューヨーク、在ボストン、在エディンバラ、在バルセロナ、在デュッセルドルフ、在マルセイユ及び在ジッダの各日本国総領事館並びに国際連合、在ウィーン国際機関、在ジュネーブ国際機関、軍縮会議、経済協力開発機構及び国際連合教育科学文化機関の各日本政府代表部に勤務する外務公務員であって平成二十二年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十号

国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

第十四条第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同条第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中「第六条第一号の二」を削り、「第三十七条の三第一項」の下に「、第三十八条第一項第二号」を加え、「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十一号

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令

目次中「第四章　合併協議会設置の勧告等（第五十一条―第五十六条）」を「第四章　補則（第五十一条―第五十四条）」に改める。

第一条第一項並びに第二十条の表第五条の項、第四十六条の二第二項の項、第七十六条の項、第二百六条第一項の項及び第二百二十四条の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第二十二条の表第二十二条の二の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表第七十条の二の項中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に、「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、同表第八十四条の項及び第百三十一条第一項の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第四十四条の表第二百三十一条の二第三項の項、第二百三十一条の二第五項の項、第二百三十二条の六第一項の項、第二百三十五条の二第一項の項、第二百三十五条の二第二項の項、第二百三十七条第二項の項及び第二百四十一条第五項の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第五十条第一項の表第百四十五条第一項の項、第百四十五条第二項の項及び第百五十二条第一項、第三項及び第四項の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」に改め、同表第百五十五条の項中「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、同表第百六十五条第一項の項、第百六十五条の二の項及び第百六十七条の十七の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第四章を削る。

第五章中第五十七条を第五十一条とする。